EU コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令の EU 官報掲載、2024 年 7 月 25 日発効へ（速報版）

ヨーロッパニューズレター　　2024 年 7 月 10 日号

執筆者:
加藤 由美子
yu.kato@nishimura.com
ドミニク・クルーゼ
d.kruse@nishimura.com

Ⅰ　はじめに

2024 年 7 月 5 日、EU のコーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）の正式最終条文が EU 官報に掲載された [1]。CSDDD は当該官報掲載日より 20 日目（2024 年 7 月 25 日）に発効し、一定の規模要件を満たす EU 企業および非 EU 企業に対する人権および環境に関するデューディリジェンスおよび開示が段階的に義務化されることになる。

Ⅱ　背景

2022 年 2 月 23 日、欧州委員会（European Commission）は、バリューチェーンにおける人権・環境に関するデューディリジェンスの実施や開示の義務化を図ることで、企業の持続可能で責任ある行動を促進し、人権の尊重や環境問題に配慮した企業の事業活動およびコーポレートガバナンスを推進することを目指して、CSDDD 案を公表、欧州議会および EU 理事会に提出した。その後 2 年以上にわたって審議が続き、2023 年 12 月の EU 理事会と欧州議会の暫定的な政治的合意後も、紆余曲折を経ながら、当初の CSDDD 案に適用対象を含めて様々な変更が加えられた上で 2024 年 4 月 24 日に欧州議会、2024 年 5 月 24 日に EU 理事会により CSDDD の最終条文が承認された。さらに 2024 年 6 月 13 日に両者代表による署名を経て、2024 年 7 月 5 日に最終条文の EU 官報掲載に至った。
これで CSDDD の法制化をめぐる一連の手続が完了し、2024 年 7 月 25 日に CSDDD は発効し、EU 各加盟国は 2026 年 7 月 26 日までに国内法を整備することになる。

Ⅲ　概要

EU 官報に掲載された CSDDD の概要は次のとおりである。

1.　適用範囲

適用対象企業は次のとおり、企業規模により段階的に適用対象が拡大される。

[1] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

© Nishimura & Asahi 2024

適用開始時期	EU 企業	非 EU 企業
2027 年 7 月以降	・ 従業員数 5,000 名超 かつ ・ 全世界売上高 15 億ユーロ超	・ EU における売上高 15 億ユーロ超
2028 年 7 月以降	・ 従業員数 3,000 名超 かつ ・ 全世界売上高 9 億ユーロ超	・ EU における売上高 9 億ユーロ超
2029 年 7 月以降	・ 従業員数 1,000 名超 かつ ・ 全世界売上高 4 億 5 千万ユーロ超	・ EU における売上高 4 億 5 千万ユーロ超

2. 義務

対象企業は、自身および子会社の事業、これらの chain of activities[2]上にあるビジネスパートナー[3]の事業における実在するまたは潜在的な人権および環境に関する負の影響を制御するため、様々な措置を導入することが求められる [4]。これらの措置には、リスクベースの人権および環境に関するデューディリジェンス [5]、デューディリジェンスの企業方針やリスクマネジメントへの組込み [6]、実在するまたは潜在的な負の影響の特定と査定 [7]、これらの影響の優先順位付け [8]、潜在的な負の影響の防止 [9]、実在する負の影響の停止 [10]、実在する負の影響の是正 [11]、ステークホルダーとの意義のあるエンゲージメント [12]、苦情処理メカニズムの整備 [13]、モニタリングと情報開示 [14]、代表者の設置 [15]が含まれる。また、対象企業は、気候変動対策に関する計画の策定も求められる [16]。

---

2 chain of activities とは、原材料・製品の設計・製造、調達、輸送、保管、供給、サービスの開発等、上流にある取引先の活動および自社製品の流通、輸送、保管などのうち、自社のために行われる下流にある取引先の活動が含まれると定義されている（CSDDD Article 3, Clause 1 (g)）。

3 ビジネスパートナーとは、企業がその事業、製品またはサービスに関する商業契約を締結しているか、chain of activities で企業がサービスを提供している取引先（直接的ビジネスパートナー）、または、直接的ビジネスパートナー以外で、企業の事業、製品またはサービスに関連する事業活動を行っている者と定義されている（CSDDD Article 3, Clause 1 (f)）。

4 CSDDD Article 1, Clause 1, Article 5 to Article 16

5 CSDDD Article 5

6 CSDDD Article 7

7 CSDDD Article 8

8 CSDDD Article 9

9 CSDDD Article 10

10 CSDDD Article 11

11 CSDDD Article 12

12 CSDDD Article 13

13 CSDDD Article 14

14 CSDDD Article 15, Article 16

15 CSDDD Article 23

16 CSDDD Article 1, Clause 1, Article 22

© Nishimura & Asahi 2024

3. 制裁

各 EU 加盟国が、監督官庁を設定し、企業の遵守状況の監督、調査の実施、違反企業の公表や全世界の年間売上高の５％を上限とする制裁金を課すとされている。

4. 他の法律との関係

CSDDD の下での義務は最低遵守事項と位置付けられ、各 EU 加盟国は CSDDD の下で定められた義務水準を下げることはできない。EU 加盟国の中では、たとえばフランスの注意義務法 [17]やドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法 [18]のように既に人権や環境に関するデューディリジェンスの義務化をはかっている国もあるが、これらの国内法による要請が CSDDD による要請よりも緩やかである場合には、CSDDD の国内法化期限までに修正が必要となる。

Ⅳ 次のステップ

CSDDD は 2024 年 7 月 25 日に発効され、EU 各加盟国はその 2 年後の 2026 年 7 月 26 日までに国内法を整備することになる。CSDDD が直接適用されない企業であっても、CSDDD の適用対象企業と直接的・間接的に取引がある場合は大きな影響を受けることになる。EU や各加盟国は CSDDD にもとづく義務遂行のためにヘルプデスクの設置やガイダンスの発行を予定している。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

[17] https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000034290626/

[18] https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf?__blob=publicationFile

© Nishimura & Asahi 2024